令和4年は2回
後期高齢者医療の保険証が変わります！

これまで（オレンジ色）　令和４年７月まで

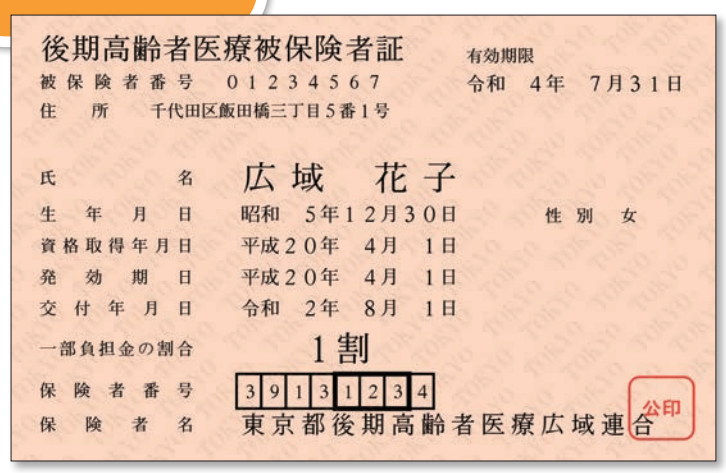

1回目（藤色）　令和４年 **8月から9月まで**

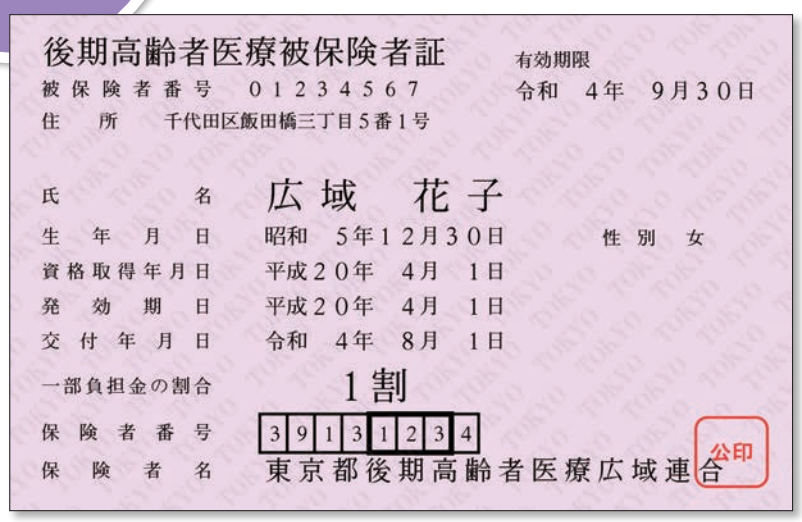

新しい保険証は、お住まいの市区町村からお届けします。
（1回目は7月中、2回目は9月中）

2回目（水色）　令和４年 **10月から**

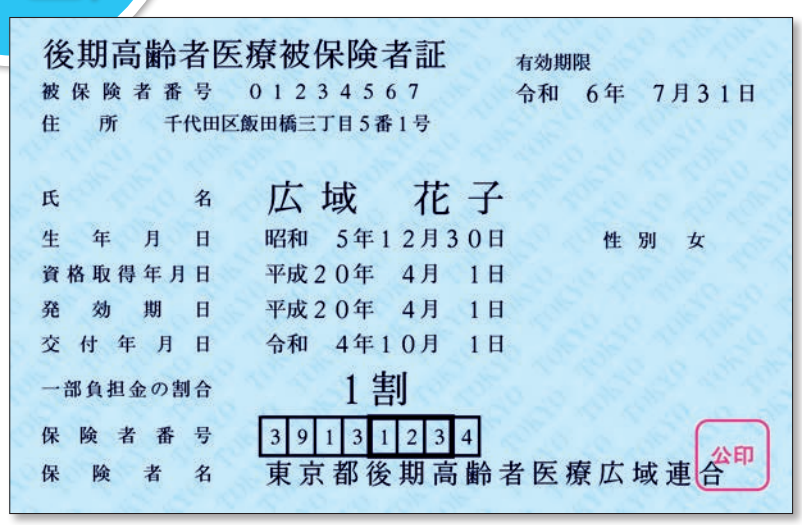

令和４年10月から自己負担割合が「1割」「2割」「3割」の３区分になります。

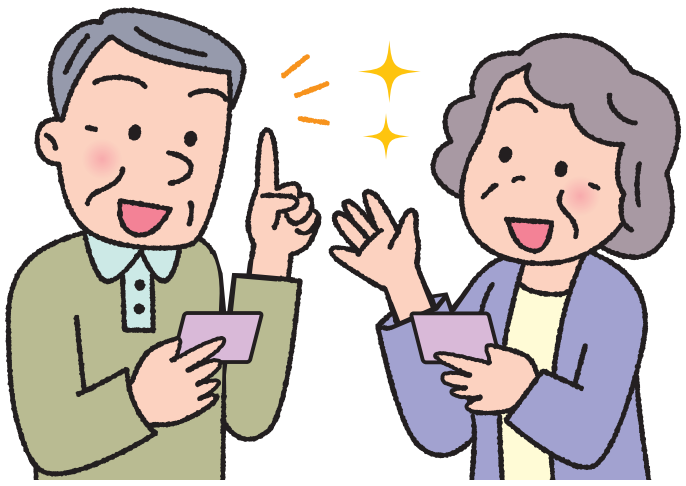

お問合せは
- お住まいの市区町村の後期高齢者医療制度担当窓口
- 広域連合お問合せセンター（☎0570-086-519）まで

発行　東京都後期高齢者医療広域連合

令和4年は2回
後期高齢者医療の
保険証が変わります!

これまで（オレンジ色）　令和４年７月まで

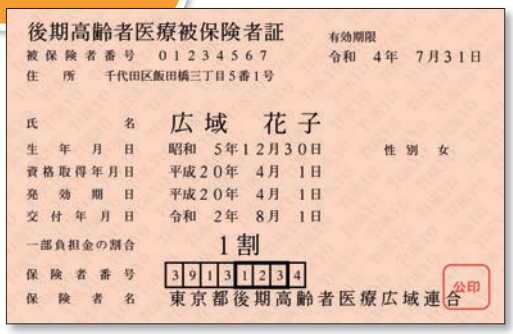

1回目（藤色）　令和４年 **8月から9月まで**

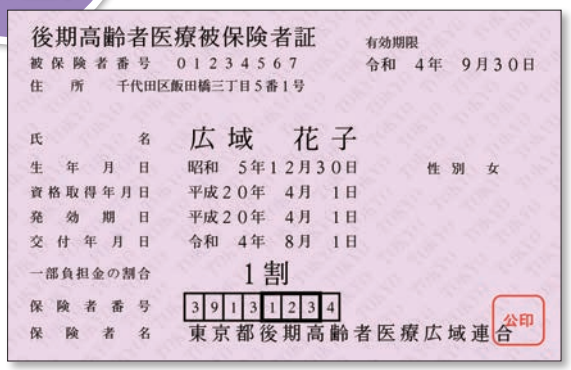

新しい保険証は、お住まいの市区町村からお届けします。
（1回目は7月中、2回目は9月中）

2回目（水色）　令和４年 **10月から**

令和４年10月から自己負担割合が「1割」「2割」「3割」の３区分になります。

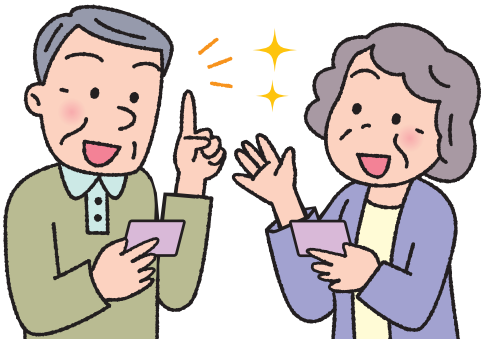

お問合せは
- お住まいの市区町村の後期高齢者医療制度担当窓口
- 広域連合お問合せセンター（☎0570-086-519）まで

発行　東京都後期高齢者医療広域連合

医療機関のみなさまへ

令和４年７月

東京都後期高齢者医療の「保険証」「減額認定証」「限度額認定証」が更新されます

令和４年８月１日以降お使いいただく新しい保険証、減額認定証および限度額認定証を被保険者の方へ送付しています。以下の点にご留意いただきますようお願いいたします。

❶ 被保険者証（保険証）

令和４年10月からの窓口２割負担導入に伴い、令和４年はすべての方を対象に、保険証を２回更新します。

1. 保険証の色が変わります。
   - これまで → オレンジ色　有効期限：令和４年７月31日
   - １回目更新→ 藤　色　有効期限：令和４年９月30日　※令和４年７月中に送付
   - ２回目更新→ 水　色　有効期限：令和６年７月31日　※令和４年９月中に送付

   ※いずれもカードサイズです。
2. 毎年８月１日を基準に負担割合の判定のもととなる収入・所得が変わるため、令和４年８月１日以降は一部負担金（自己負担）の割合が変更となる方がいますので、ご注意ください。
3. 令和４年10月１日から新しく「２割負担」が導入され、１割負担の方のうち一定以上所得のある方は「２割負担」となります。そのため、令和４年10月１日以降は一部負担金の割合が変更（２割負担）となる方がいますので、ご注意ください。
4. 送付月（１回目は７月中、２回目は９月中）に住所等の異動があった被保険者の方には、新しい色の保険証が交付されます。新しい色の保険証が提示されましたら、交付年月日をご確認ください。
   （１回目更新は７月１日以降、２回目更新は９月１日以降の交付年月日であれば有効です。）
5. マイナンバーカードの健康保険証利用により、オンライン資格確認等システムで被保険者資格を確認できる場合は、被保険者証の提示は不要となります。

保険証の見本

１回目更新（藤色）　令和４年 **８月から９月まで使用**

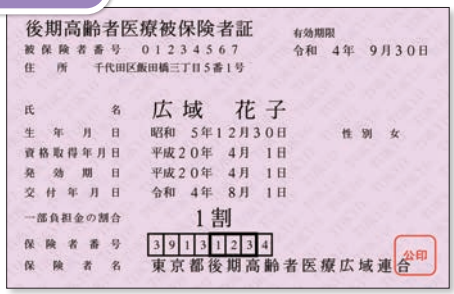
後期高齢者医療被保険者証　有効期限 令和 4年 9月30日
被保険者番号 01234567
住所 千代田区飯田橋三丁目5番1号
氏名 広域 花子
生年月日 昭和 5年12月30日　性別 女
資格取得年月日 平成20年 4月 1日
発効期日 平成20年 4月 1日
交付年月日 令和 4年 8月 1日
一部負担金の割合 1割
保険者番号 39131234
保険者名 東京都後期高齢者医療広域連合　公印

２回目更新（水色）　令和４年 **10月から使用**

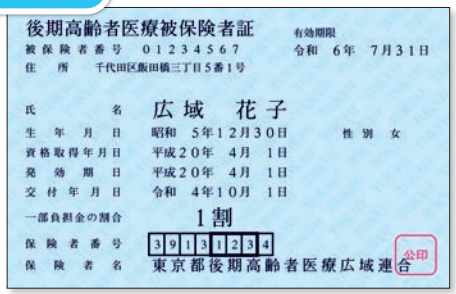
後期高齢者医療被保険者証　有効期限 令和 6年 7月31日
被保険者番号 01234567
住所 千代田区飯田橋三丁目5番1号
氏名 広域 花子
生年月日 昭和 5年12月30日　性別 女
資格取得年月日 平成20年 4月 1日
発効期日 平成20年 4月 1日
交付年月日 令和 4年10月 1日
一部負担金の割合 1割
保険者番号 39131234
保険者名 東京都後期高齢者医療広域連合　公印

※実際の保険証と色味がやや異なる場合がありますのでご注意ください。

裏面もご確認ください

◎「２割負担」となる方には、自己負担額の増加を抑える配慮措置があります。

- ２割負担となる方の外来受診については、令和４年10月１日から令和７年９月30日までの３年間、１割負担の場合と比べたときの１か月分の自己負担額の増加が、最大3,000円までとなります。
- 同一医療機関での受診について、外来受診での自己負担額の増加が3,000円に達した場合は、自己負担額の増加が3,000円に収まるよう、それ以上窓口で支払う必要がない取り扱いとなります。
- 複数の医療機関を受診する等で１か月の自己負担額の増加が3,000円を超えた場合は、高額療養費の仕組みで後日払い戻しを行います。

例）１か月の医療費全体額が 50,000 円の場合

自己負担割合１割のとき ①	5,000円
自己負担割合２割のとき ②	10,000円
負担増　③（②－①）	5,000円
自己負担増の上限　④	3,000円
払い戻し等　（③－④）	2,000円

2 限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）および限度額適用認定証（限度額認定証）

1. 減額認定証および限度額認定証の色は変わりません。有効期限は令和５年７月31日です。
2. 毎年８月１日を基準に負担区分の判定のもととなる収入・所得が変わるため、**令和４年８月１日以降は各証の適用区分（区分Ⅰ、現役Ⅰなど）が変更となる方がいます**ので、ご注意ください。
3. 負担区分の判定により、令和４年８月１日以降は減額認定証または限度額認定証が交付されなくなる方もいます。被保険者の方が有効期限の過ぎた減額認定証または限度額認定証を提示されましたら、８月以降も対象であるかどうか、お住まいの市区町村または広域連合にお問合せいただくよう、被保険者の方にお伝えください。
4. 法令改正により、**証から性別欄が削除されました。**令和４年７月以降、性別欄を削除した証を順次交付しています。性別欄のある従前の証も引き続き有効となります。
5. オンライン資格確認等システムにより被保険者の負担区分を確認できる場合は、減額認定証および限度額認定証の提示は不要となります。

3 特定疾病療養受療証

1. 有効期限はなく、更新はありません。
2. 法令改正により、**証から性別欄が削除されました。**令和４年７月以降、性別欄を削除した証を順次交付しています。性別欄のある従前の証も引き続き有効となります。
3. 被保険者本人の同意があってオンライン資格確認等システムにより特定疾病区分を確認できる場合は、特定疾病療養受療証の提示は不要となります。

各証の見本

減額認定証（白色）

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
有効期限　令和　5年　7月31日
交付年月日　令和　4年　8月　1日
被保険者番号　01234567
被保険者 住所　東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
氏名　広域　花子
生年月日　昭和　5年12月30日
発効期日　令和　4年　8月　1日
適用区分　区分Ⅰ
長期入院該当年月日　保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印　39131234　東京都後期高齢者医療広域連合公印

限度額認定証（白色）

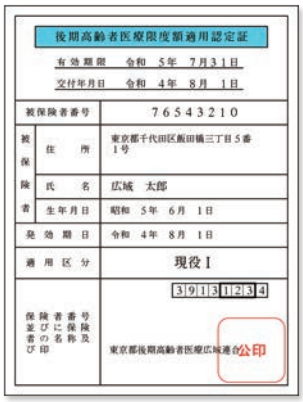
後期高齢者医療限度額適用認定証
有効期限　令和　5年　7月31日
交付年月日　令和　4年　8月　1日
被保険者番号　76543210
被保険者 住所　東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
氏名　広域　太郎
生年月日　昭和　5年　6月　1日
発効期日　令和　4年　8月　1日
適用区分　現役Ⅰ
保険者番号並びに保険者の名称及び印　39131234　東京都後期高齢者医療広域連合公印

特定疾病療養受療証（白色）

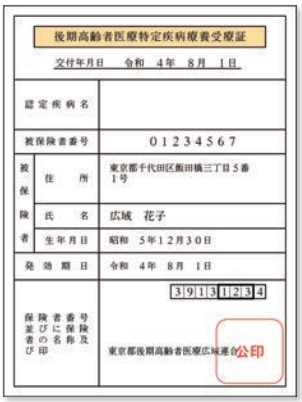
後期高齢者医療特定疾病療養受療証
交付年月日　令和　4年　8月　1日
認定疾病名
被保険者番号　01234567
被保険者 住所　東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
氏名　広域　花子
生年月日　昭和　5年12月30日
発効期日　令和　4年　8月　1日
保険者番号並びに保険者の名称及び印　39131234　東京都後期高齢者医療広域連合公印

お問合せ先

東京都後期高齢者医療広域連合　お問合せセンター
TEL：0570-086-519　FAX：0570-086-075

発行　東京都後期高齢者医療広域連合